

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月15日

香川県知事 池田豊人

### 香川県規則第49号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（平成2年香川県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(医療費支給認定等の申請)</p> <p>第2条 法第19条の3第1項の規定による申請及び法第19条の22第4項の<u>小児慢性特定疾病要支援者証明事業に係る小児慢性特定疾病登録者証の申請</u>は、<u>小児慢性特定疾病医療費支給認定兼小児慢性特定疾病登録者証申請書</u>（第1号様式）によりしなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(医療費支給認定の申請)</p> <p>第2条 法第19条の3第1項の規定による申請は、<u>小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書</u>（第1号様式）によりしなければならない。</p> <p>2 略</p>

第1号様式（第2条関係）

(表)

小児慢性特定疾病医療費支給認定兼小児慢性特定疾病登録者証申請書（新規・更新）  
年 月 日

香川県知事殿

申請者（受診者の保護者）住 所  
ふりがな  
氏 名  
個人番号  
受診者との続柄  
電話番号（ ） —

次のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給の認定等を申請します。

受診者兼支援者	ふりがな 氏 名	-----		生年月日	年 月 日 ( 日 生 歳)
	個人番号	-----			
	住 所	〒-----		電話番号	-----
	加入医療 保 険	被保険者氏名	受診者との続柄		
	※保険種別	全国健保・健組・共済・船員・国保・国組	被保険者証番号		
	被保険者証発行機関名	者 証 番 号			
※該当する階層区分					
生活保護・低所得Ⅰ・低所得Ⅱ・一般所得Ⅰ・一般所得Ⅱ・上位所得					
自己負担上限額の特例	<input type="checkbox"/>	人工呼吸器等装着	<input type="checkbox"/>	重症患者認定	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	高額治療継続	<input type="checkbox"/>	世帯内按分特例	<input type="checkbox"/>
疾 病 名	現在の受給者番号 (更新の場合に記入)				
指定難病の受給者番号(受診者が指定難病の医療費助成対象者の場合に記入)		※登録者証申請		申請する・申請しない	
受診を希望する 指定小児慢性特定疾病医療機関	医 療 機 関 名	所 在 地	電 話 番 号		
	-----				
	-----				
	-----				
医療費支給認定基準世帯員(受診者の加入している医療保険の被保険者等)	氏名(受診者との続柄)	個人番号	氏名(受診者との続柄)	個人番号	
	-----				
	-----				
	-----				

第1号様式（第2条関係）

(表)

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規・更新）  
年 月 日

香川県知事殿

申請者（受診者の保護者）住 所  
ふりがな  
氏 名  
個人番号  
受診者との続柄  
電話番号（ ） —

次のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給の認定を申請します。

受診者	ふりがな 氏 名	-----		性 別	男・女
	個人番号	-----		生年月日	年 月 日 ( 日 生 歳)
	住 所	〒-----		電話番号	-----
	加入医療 保 険	被保険者氏名	受診者との続柄		
	※保険種別	全国健保・健組・共済・船員・国保・国組	被保険者証番号		
	被保険者証発行機関名	者 証 番 号			
※該当する階層区分					
生活保護・低所得Ⅰ・低所得Ⅱ・一般所得Ⅰ・一般所得Ⅱ・上位所得					
自己負担上限額の特例	<input type="checkbox"/>	人工呼吸器等装着	<input type="checkbox"/>	重症患者認定	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	高額治療継続	<input type="checkbox"/>	世帯内按分特例	<input type="checkbox"/>
疾 病 名	現在の受給者番号 (更新の場合に記入)				
指定難病の受給者番号(受診者が指定難病の医療費助成対象者の場合に記入)		※登録者証申請		申請する・申請しない	
受診を希望する 指定小児慢性特定疾病医療機関	医 療 機 関 名	所 在 地	電 話 番 号		
	-----				
	-----				
	-----				
医療費支給認定基準世帯員(受診者の加入している医療保険の被保険者等)	氏名(受診者との続柄)	個人番号	氏名(受診者との続柄)	個人番号	
	-----				
	-----				
	-----				

(裏)

医療費算定対象世帯員（受診者と生計を一にする者）が指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成対象者である場合は、次の欄に記入すること。

氏名	受診者との続柄		
		<input type="checkbox"/> 指定難病 (受給者番号: )	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病 (受給者番号: )
		<input type="checkbox"/> 指定難病 (受給者番号: )	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病 (受給者番号: )
		<input type="checkbox"/> 指定難病 (受給者番号: )	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病 (受給者番号: )

疾病の状態の程度を満たしていると診断された日 (新規の場合に記入)	年 月 日
診断された日から1月以内に申請を行わなかった場合の理由 <input type="checkbox"/> 医療意見書の受領に日数を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化により、必要書類の準備に日数を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害によって被害を受けたことにより、必要書類の準備に日数を要したため <input type="checkbox"/> その他 ( )	

備考	保健所記入欄		
	保健所受付印	保健所長の意見	
		生保	自己負担上限額特例等
		低 I	
		低 II	
		般 I	
		般 II	
		上位	

(注)

- 「新規・更新」の部分は、いずれかを○で囲むこと。
- ※印の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- については、該当するものに「」を記入すること。
- 「指定難病の医療費助成対象者」とは、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項に規定する支給認定を受けた指定難病の患者をいう。
- 「小児慢性特定疾病の医療費助成対象者」とは、児童福祉法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等をいう。
- 「※登録者証申請」欄の「申請する」を選択した場合、市町がマイナンバーを用いた情報連携により、災害対策基本法による避難行動要支援者名簿等の作成事務において登録者情報を確認することがある。

(裏)

医療費算定対象世帯員（受診者と生計を一にする者）が指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成対象者である場合は、次の欄に記入すること。

氏名	受診者との続柄		
		<input type="checkbox"/> 指定難病 (受給者番号: )	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病 (受給者番号: )
		<input type="checkbox"/> 指定難病 (受給者番号: )	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病 (受給者番号: )
		<input type="checkbox"/> 指定難病 (受給者番号: )	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病 (受給者番号: )

疾病の状態の程度を満たしていると診断された日 (新規の場合に記入)	年 月 日
診断された日から1月以内に申請を行わなかった場合の理由 <input type="checkbox"/> 医療意見書の受領に日数を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化により、必要書類の準備に日数を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害によって被害を受けたことにより、必要書類の準備に日数を要したため <input type="checkbox"/> その他 ( )	

備考	保健所記入欄		
	保健所受付印	保健所長の意見	
		生保	自己負担上限額特例等
		低 I	
		低 II	
		般 I	
		般 II	
		上位	

(注)

- 「新規・更新」の部分は、いずれかを○で囲むこと。
- ※印の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- については、該当するものに「」を記入すること。
- 「指定難病の医療費助成対象者」とは、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項に規定する支給認定を受けた指定難病の患者をいう。
- 「小児慢性特定疾病の医療費助成対象者」とは、児童福祉法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等をいう。

## 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出されている改正前の第1号様式による小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書は、改正後の第1号様式による小児慢性特定疾病医療費支給認定兼小児慢性特定疾病登録者証申請書とみなす。
- 改正前の第1号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。